

第5期大阪府地域福祉支援計画 中間見直しに向けて

大阪府福祉部地域福祉推進室
地域福祉課地域福祉支援グループ

第5期計画 中間見直しに向けて

- 第5期地域福祉支援計画（以下「第5期計画」）は、計画期間（令和6年度から令和11年度）の中間年である令和8年度に、地域福祉を取り巻く状況変化や国の動向等を踏まえて、点検・見直しを行う。
- 第5期計画の策定（令和6年3月）以降、「地域共生社会の在り方検討会議」や社会保障審議会において議論が重ねられ、包括的な支援体制の整備等の今後の方向性が示されるとともに、令和8年6月には社会福祉法が改正された。
- 中間見直しにおいては、これらの動向に対応するとともに、第5期計画策定以降の生活困窮者自立支援法の改正をはじめとする、地域福祉に関連する法令・制度の改正等に対応するものとする。
- その他、大阪府の他の計画・戦略等との整合及び数値データ等の時点修正を行う。

主な法令改正・制度改正等

<法改正>

- ①社会福祉法：頼れる身寄りがいない高齢者等に対する第二種福祉事業の新設、福祉人材の安定的な確保及び定着支援 など
- ②民法：成年後見制度の見直し
- ③生活困窮者自立支援法：居住支援への強化、支援会議の努力義務化
- ④子ども・若者育成支援推進法：ヤングケアラー支援の強化
- ⑤住宅セーフティネット法：住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化 など

<制度見直し>

- ①重層的支援体制整備事業の見直し：多機関協働事業等の交付金設計の見直し、検討プロセスの明確化 など

社会福祉法の改正（令和8年6月25日公布）

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

(5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

(6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援等の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

(3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

施行日：令和9年4月1日が原則ですが、改正事項によって異なります。（各改正事項を参照ください。）

社会福祉法の改正（令和8年6月25日公布）

その他の改正事項

■ 社会福祉法関係

- 多様な生活課題に対応できる支援体制づくりのために、市町村が積極的に取り組むべき施策を明確化する。
- 課題を抱える地域住民の支援内容の検討等を行う会議体（支援会議）を全ての市町村で設置可能とする。また、重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に、事業の目標・評価に関する事項を追加するとともに、計画の定期的な見直しを行うこととする。
- 福祉事務所を設置していない町村において、生活困窮者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言や、都道府県との連絡調整、都道府県が実施する自立相談支援事業の利用の勧奨等（一次相談事業）の実施に努めることとする。
- 福祉分野にとどまらず、消費者行政（消費者トラブルへの対応など）・防災（災害発生前からの連携）との連携を推進するため、地域福祉（支援）計画に記載する事項として位置付ける。

■ 介護保険法関係

- 介護保険施設（特別養護老人ホーム等）の事業廃止時の手続きを厚生労働省令に規定する。
- 夜間対応型訪問介護を廃止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と統合する。
- 介護被保険者証について、電子資格確認を導入するとともに、資格喪失時の被保険者証の返還義務等を見直す。
- 要介護認定等の申請代行が可能である者について、ケアマネジャーの配置が指定基準となっている事業者・施設（※）を追加する。
（※）認知症GH、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 等
- 一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入したことを踏まえた、特定福祉用具販売に関する規定の整備を行う。

社会福祉法の改正：頼れる身寄りのない高齢者等に対する第二種福祉事業の新設

1.(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。**



対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

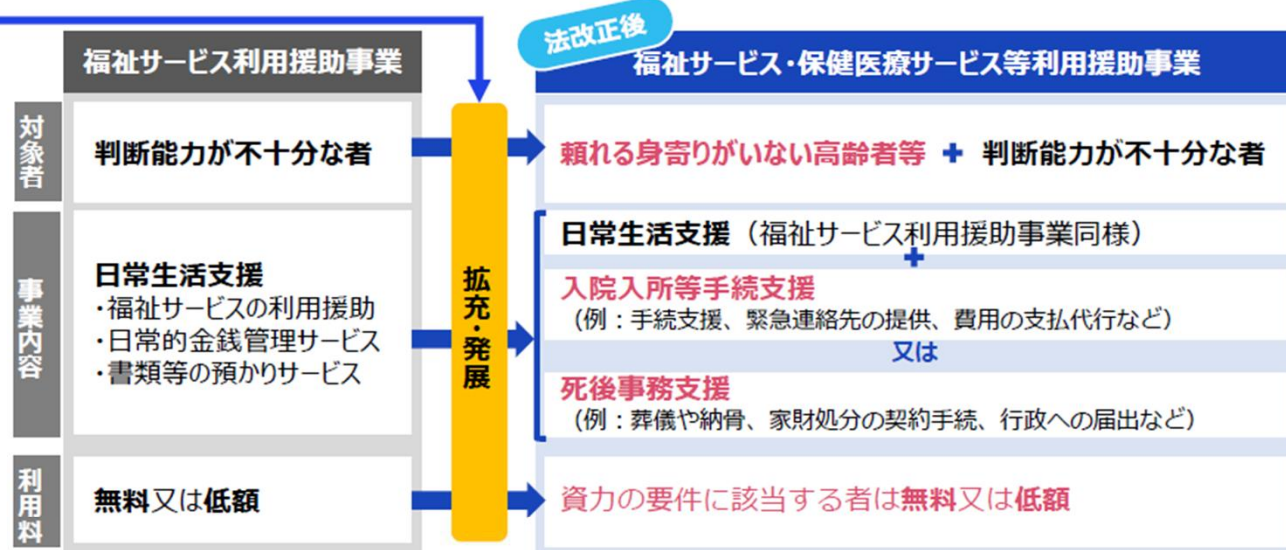
- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）**とともに、**地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）**し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする



社会福祉法の改正：成年後見制度等の適切な利用の支援

1.(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、
成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要となっています。

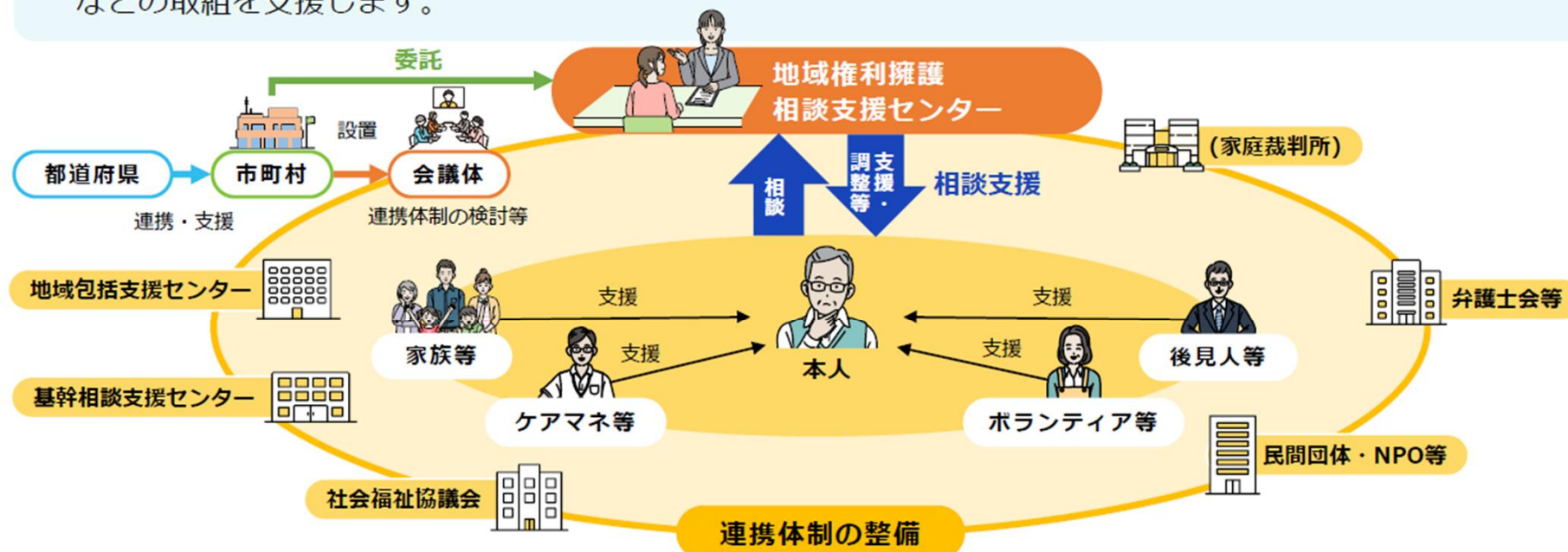
見直し内容

権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、市町村に対して、

- 権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施
- 地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備

などに取り組むことを促します。また、

- 地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「地域権利擁護相談支援センター」や情報交換・連携体制の整備を担う会議体の設置を法定化するとともに、市町村におけるセンターの設置などの取組を支援します。



民法の改正：成年後見制度等の見直し

- 令和8年6月24日公布。令和10年度中に施行予定。
- 本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止。
- 利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能になる。

民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）

令和8年6月24日公布

令和8年6月
法務省民事局

背景・必要性

- 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族の在り方の変化により、成年後見制度・遺言制度についてのニーズの増加・多様化
- 障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重するとの理念の高まり
- 所有者不明土地問題等の社会課題解決の観点から遺言の重要性の高まり
- デジタル技術の進展・普及に対応した遺言制度の必要性

成年後見制度・遺言制度を更に使いやすくすることが喫緊の課題

【審議の経過】

令和6年	2月 法務大臣から法制審議会へ諮問 4月～民法（成年後見等関係）部会・民法（遺言関係）部会 調査審議開始
令和8年	2月 法制審議会において要綱取りまとめ、法務大臣に答申 4月 法律案閣議決定 6月 参議院本会議において法律案が可決・成立（令和8年6月24日公布）

法定後見制度

本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度

※現行の制度は、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度を画一的に法定

対象者の能力	不十分	著しく不十分	欠く常況
制度	補助	保佐	後見
支援者	補助人	保佐人	後見人
支援内容	特定の行為の代理 法定の重要な財産行為のうちの一部の行為の取消し	特定の行為の代理 法定の重要な財産行為の取消し + 特定の行為の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の取消し

主要な改正事項

成年後見制度

- 事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度しか利用できず、自己決定が必要以上に制限
- 後見・保佐の制度は、事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない
- 交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない

遺言制度

- 自筆証書遺言の手書きの負担大、デジタル化に未対応
- 押印に関する慣行や法意識の変容

- ・ 本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止
【民法7条、9条、11条】（新旧p2-8）
- ・ 事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能
【民法10条】（新旧p6-7）
- ・ 利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能
【民法12条】（新旧p8-9）
- ・ 選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化
【民法876条の2、876条の11】（新旧p32-33、38）
- ・ 本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能
【民法876条の5】（新旧p34-35）
- ・ パソコン等を用いて作成した遺言のデータやプリントアウトしたものを法務局に提供し、本人が対面で、又はウェブ会議を利用して遺言の全文を口述するなどして、法務局が遺言を保管する方式（保管証書遺言）の創設
【民法968条の2、遺言書保管法7条、8条】（新旧p47-48、149-152）
- ・ 押印の任意化
【民法968条、970条、976条、979条、980条】（新旧p47-54）

※その他、任意後見契約、後見登記、家事事件手続、法務局における自筆証書遺言書の保管に係る手続等の見直しを含む。

施行日 成年後見制度：公布から2年6月を超えない範囲で政令で定める日

遺言制度：公布から1年（システム改修を要するものは3年）を超えない範囲で政令で定める。

社会福祉法の改正：福祉人材の安定的な確保及び定着支援

2.(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

介護の担い手となる世代の人口が減少する中、将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられる体制を整備することが重要な課題となっています。

人材の確保・定着に加え、現場の業務負担を軽減し、働きやすい環境を整える取組を進めること、職員への投資の充実が求められています。また、地域ごとに人材状況や課題が異なることから、関係者が情報を共有し、協働して解決に取り組む仕組みが必要です。

見直し内容

① 福祉人材確保のための協議会の設置

公的機関や地域の事業者、養成施設などが集まり、地域の人材状況や課題を共有し、具体的な確保策を検討・実行する協議会の設置を都道府県の努力義務とします。

② 生産性向上等の取組の促進を図る協議会の設置（※1）

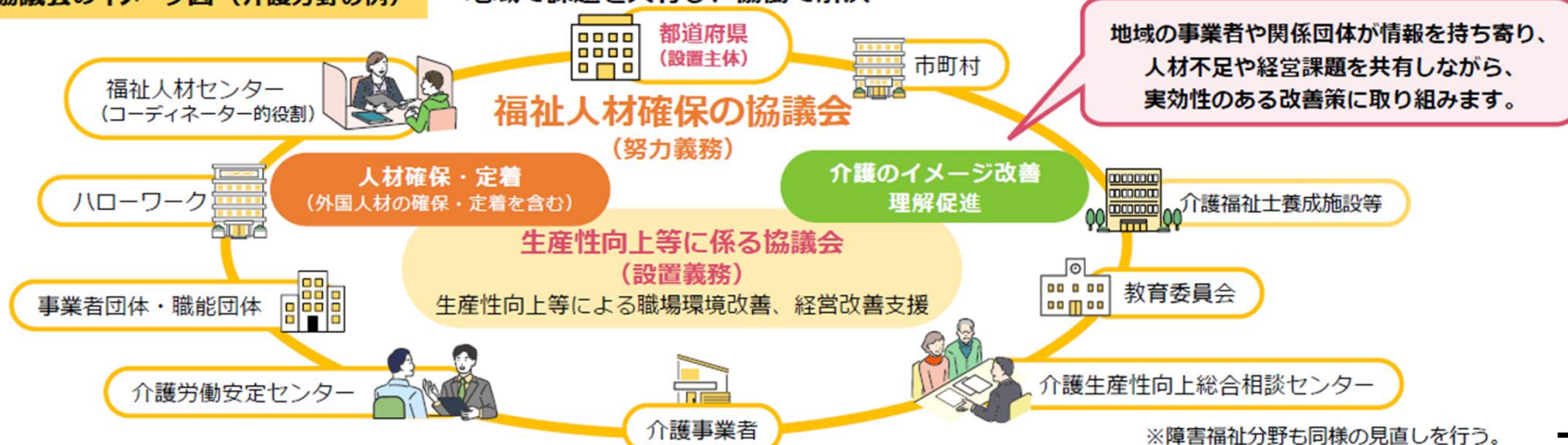
公的機関や事業者団体などが集まり、介護現場における生産性向上や経営改善に向けた課題（※2）を共有し、その解決に向けた施策を検討する協議会の設置を都道府県の義務とします。

（※1）障害福祉分野も同様の見直しを行う
（※2）見守り機器などの介護テクノロジーの活用、事業所間の協働化など



協議会のイメージ図（介護分野の例）

地域で課題を共有し、協働で解決



生活困窮者自立支援法の改正

改正生活困窮者自立支援法(令和7年4月1日施行)のポイント

居住支援の強化

- 単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者への居住支援を強化するため、自立相談支援事業の法律上の定義に、「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。あわせて、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたり、居住支援法人との連携を努力義務化。
- 賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業について、「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」の両輪で進めて行くべきものであることを明確化するため、その名称を居住支援事業に改称。同事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化。
- 家賃が低廉な住宅等へ転居により家計の改善を図るとともに、安定した住まいの確保を実現するため、住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助。

支援会議の設置

- 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする者の早期把握や、必要な支援へのつながりを可能とするほか、幅広い関係機関や専門家が支援の方針について議論することで、支援の質の向上につなげるため、支援会議について、全ての自治体での設置を目指し、その設置を自治体の努力義務化。
- あわせて、類似の他法に基づく会議体(生活保護法に基づく調整会議、社会福祉法に基づく支援会議)との相互連携の努力義務化。

住宅セーフティネット法の改正

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)等の一部を改正する法律(令和6年法律第43号)

令和6年6月5日公布

1. 大家が賃貸住宅を提供しやすく、要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

○ 終身建物質貸借(※)の利用促進

※ 賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

- ・ 終身建物質貸借の**認可手続を簡素化**(住宅ごとの認可から**事業者の認可へ**)

○ 居住支援法人による残置物処理の推進

- ・ 入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、**居住支援法人の業務に**、入居者からの委託に基づく**残置物処理を追加**

○ 家賃債務保証業者の認定制度の創設

- ・ **要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者(認定保証業者)**を国土交通大臣が**認定**

⇒ (独)住宅金融支援機構の家賃債務保証**保険**による要配慮者への**保証リスクの低減**

○ 居住サポート住宅による大家の不安軽減(2. 参照)

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

○ 居住サポート住宅(※)の認定制度の創設

※法律上は「居住安定援助賃貸住宅」

- ・ **居住支援法人等が**、要配慮者のニーズに応じて、**安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ**を行う住宅(**居住サポート住宅**)の供給を促進(**市区町村長(福祉事務所設置)等が認定**)

⇒ 生活保護受給者が入居する場合、

住宅扶助費(家賃)について**代理納付(※)**を**原則化**

※生活保護受給者は住宅扶助費を一旦受け取った後に賃貸人に支払うが、特例として保護の実施機関が賃貸人に直接支払う

⇒ 入居する要配慮者は**認定保証業者**(1.参照)が**家賃債務保証**を**原則引受け**

＜居住サポート住宅のイメージ＞



3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

○ 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定

- **市区町村による居住支援協議会(※)設置を促進**(努力義務化)し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制**の整備を推進

※地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体



子ども・若者育成支援推進法の改正：ヤングケアラー支援の強化

こどもまんなか
こども家庭庁

ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

法改正の経緯・概要

法改正までの背景

- ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告（令和3年5月17日）により、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐため、①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上が今後取り組むべき施策と設定された。
- 国においては、令和4年度予算から順次、「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組推進を開始した。
- しかし、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置付けがないことに加え、地方自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなく、地方自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきがある。



法改正の内容（公布日（令和6年6月12日）施行）

- 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記した。
- また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとした。

子ども・若者育成支援推進法の改正：ヤングケアラー支援の強化

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について（ヤングケアラー関係）」

令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知

法改正に係る施行通知の概要③

(2) ヤングケアラーへの支援

① 18歳未満の支援 →こども家庭センターにおけるヤングケアラー支援については施行通知別紙1を参照

- 要支援児童等に該当する児童については、市区町村のこども家庭センター等においてサポートプラン（SP）を作成し、包括的・計画的に支援。当該児童やその保護者が支援を拒否している場合等であっても、SPの作成に向けた働き方を丁寧に行う。

② 18歳以上の支援 （都道府県の役割）

- 特に若者の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、主に都道府県において、①オンライン等の若者がアクセスしやすい方法も取り入れながら、個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援や、②それを踏まえた必要な支援に向けた市区町村へのつなぎや、③精神的なケアなどの専門的な相談支援やピアサポート等を行う体制を整備。（管内の子ども・若者総合支援センター等を18歳以上のヤングケアラーへの対応を中心に行う主体とする、ヤングケアラー・コーディネーターを配置する、管内をカバーしうる民間支援団体等に依頼する等）

（市区町村の役割）

- 年齢により切れ目なく支援を行うために、市区町村としても支援体制を整備。特に、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割を果たすことが期待。

③ 具体的な支援内容と支援体制の整備 →具体的な支援内容例については施行通知別紙2を参照

- 介護保険サービスや障害福祉サービス、子育て世帯訪問支援事業、外国語対応通訳の派遣等を活用して本人が担っているケアを外部サービスで代替していくほか、日常的なケアから離れたレスパイトの機会を確保、ピアサポート等の相談支援等、必要な支援の実施体制を整備。
- 介護保険、障害福祉サービス等の関係機関・部署に対して、子が主たる介護者となっている場合には、子を「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮して支給決定等を行う必要があることなどの認識を十分共有。
- 支援体制の構築に際してはヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）を積極活用。

④ 実態把握・支援の実施状況の定期的な照会・公表

- 各市区町村におけるヤングケアラーの把握・支援の実施状況（SP作成状況を含む）は、こども家庭庁より定期的に照会・公表。

(3) 支援に当たって留意すべき事項

- こども・若者や保護者等の複雑な心情等にも十分に配慮。
- ヤングケアラー本人の受け止めを丁寧に捉え、こども・若者の気持ちに寄り添いながら、保護者等の状況や心情も十分踏まえて、肯定的・共感的な関わりを心掛け、外部サービスの導入に当たっては、家族全体を支援する視点を持って、家庭内の状況や家族の関係性、心情等にも十分留意しながら、丁寧な説明等を行い、その理解を得ながら利用を促す等の対応を行う。

児童福祉法の改正：保育士・保育所支援センターの法定化

こども家庭庁

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の概要

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（１）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（２）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後３年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② ３～５歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（３）虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（２）②は令和8年4月1日、（３）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（３）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

包括的な支援体制の整備：重層的支援体制整備事業の見直し

令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い ①

「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」
（令和7年11月21日厚生労働省社会・援護局
地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡）より作成

（前提）重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備を進めるための1つの手段であり、
 - ・ 高齢・障害・こども・生活困窮分野の各分野（メインシステム）を活用するのみでは、直ちに同体制に必要な機能を確保することが難しい市町村において、
 - ・ 主に体制整備の初期の段階でこれを活用し、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図ることで、
 - ・ 各分野の支援関係機関等の中で対応できる範囲を拡大することを目指すもの（サブシステム）である。
- このため、同事業を実施する市町村は、上記について庁内外の関係者と共有した上で、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、同事業の評価・検証をお願いしたい。
- 実施効果の評価や検証の観点の詳細は、「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」（令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分））の結果等も踏まえ、追ってお示しする。

（1）多機関協働事業等に要する費用への交付割合の見直し

- 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村（令和8年度にあつては、令和3年度から事業を開始した42市町村）の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、国3分の1、都道府県3分の1とする。（※1・2）
- 重層的支援体制整備事業開始前年度の財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区の多機関協働事業等に要する費用の交付割合は、同事業の開始年度に関わらず、国3分の1、都道府県3分の1とする。
加えて、同事業の開始から5年が経過した際の交付割合は、国4分の1、都道府県3分の1とする。（※2）

（※1）令和9年度以降も、開始から5年が経過した市町村から見直しを実施（例：令和9年度の対象は、令和3年度・4年度に事業を開始した133市町村）。

（※2）令和8年度に見直し対象となると想定される市町村は、追って都道府県を経由し、個別に通知する。

令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い ②

「令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて（令和8年度予算概算要求の考え方）」
（令和7年11月21日厚生労働省社会・援護局
地域福祉課地域共生社会推進室事務連絡）より作成

（2）多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の見直し

（単位：千円）

- 多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の構成を、従前より実施要綱等で実施をお願いしてきた事項を行う市町村の取組を評価する観点から、本体額と加算額の合計額に見直し、それぞれの額及び加算要件は以下のとおりと想定している。

【令和7年度以前に事業開始した市町村の交付基準額】

人口規模	見直し後			見直し前
	本体額	加算総額	合計額	
1万人未満	11,000	4,400	15,400	15,000
1万人以上～3万人未満	13,000	5,200	18,200	18,000
3万人以上～5万人未満	15,000	6,000	21,000	21,000
5万人以上～10万人未満	17,000	6,800	23,800	25,000
10万人以上～20万人未満	20,000	8,000	28,000	30,000
20万人以上～30万人未満	23,000	9,200	32,200	35,000
30万人以上～40万人未満	26,000	10,400	36,400	40,000
40万人以上～50万人未満	33,000	13,200	46,200	50,000
50万人以上	35,000	14,000	49,000	55,000

【令和8年度から事業を開始する市町村の交付基準額】

	本体額	加算総額	合計額	（参考） 移行準備事業 補助基準額
1万人未満	7,000	2,800	9,800	5,000
1万人以上～3万人未満	8,000	3,200	11,200	6,000
3万人以上～5万人未満	9,000	3,600	12,600	7,000
5万人以上～10万人未満	10,000	4,000	14,000	8,000
10万人以上～20万人未満	11,000	4,400	15,400	10,000
20万人以上～30万人未満	13,000	5,200	18,200	12,000
30万人以上 ～50万人未満	14,000	5,600	19,600	13,000
50万人以上	15,000	6,000	21,000	15,000

【加算要件（事業開始年度によらず共通）】

	加算要件	加算額
1	包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討するプロセスを経て、重層的支援体制整備事業を実施している市町村	本体額 × 20%の額
2	社会福祉法第106条の5に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している市町村	本体額 × 10%の額
3	同計画において、重層的支援体制整備事業の実施目標や事業評価・見直しに関する事項が定められている市町村	本体額 × 10%の額

重層的支援体制整備事業交付金の今後の取扱い（中長期的検討）

- 重層的支援体制整備事業の評価・検証の実施状況等を踏まえつつ、各分野の支援関係機関等や支援者等の対応力の強化の状況、連携体制の構築状況、多機関協働事業等における対応状況に係る実態把握を行った上で、必要な交付水準等を検討し、必要に応じて交付金の取扱いの見直しを行う。
- 2040年に向けて、すべての市町村での包括的な支援体制の整備を目指し、取組を進めていくため、包括的な支援体制の整備のための手段として重層的支援体制整備事業を実施する市町村にあつては、地域福祉計画の2期間（概ね10年程度）を目途に、各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築を目指し、事業の評価や検証を進めていただくようお願いする。
- 各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築に資する事業としては、例えば以下があげられる。

生活困窮者自立支援制度	○ 自立相談支援事業における住まい相談支援体制の強化 ○ 同事業によるアウトリーチ支援 ○ 地域居住支援事業 ○ 就労準備支援事業 ○ 認定就労訓練事業 ○ 各事業を通じた地域づくり
介護保険制度	○ 生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業

※ 生活困窮者自立支援制度に関する詳細な資料は、以下に掲載している。

生活困窮者自立支援制度（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

※ 介護保険制度のうち地域支援事業に関する詳細な資料は、以下に掲載している。

総合事業（厚生労働省HP）：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

(2)多機関協働事業等の交付基準額に係る加算の見直し

① 加算要件の見直し

- 補助基準額の加算要件に関して、
 - ・「事業実施のための検討プロセス」について、社会保障審議会福祉部会の提言を踏まえ、事業の必須要件（省令で規定することを検討）する。
 - ・「重層的支援体制整備事業実施計画」について、令和8年社会福祉法改正を踏まえ、法に掲げる事項が定められている場合に加算を行うものとする。

	見直し後	加算額
1	○検討プロセスを経ることは事業の実施を行うための必須要件とする。 ※令和8年度以前より事業を実施している自治体で検討プロセスを経していない場合は、経過措置として、基準額の減算を行った上で、令和9年度中に検討プロセスを経るものとする。	本体額に計上
2	○社会福祉法第106条の5に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している。	定額
3	○同計画において、社会福祉法第106条の5に掲げる事項が定められている。	定額

	見直し前（令和8年度）	加算額
1	○包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討するプロセスを経て、重層的支援体制整備事業を実施している。	本体額 × 20%の額
2	○社会福祉法第106条の5に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している。	本体額 × 10%の額
3	○同計画において、重層的支援体制整備事業の実施目標・実施計画・見直しに関する事項が定められている。	本体額 × 10%の額

② テーマ設定型公募によるモデル加算の創設

- 包括的な支援体制整備の更なる深化を図るため、包括的支援体制の基盤に根ざした地域の資源・取組の蓄積に応じた創意工夫ある実践の創出・展開を行えるよう、国において設定したテーマ毎に、重層的支援体制整備事業によりモデル的な取組を行う自治体を公募により選定し、期間限定（最長2年間）で交付基準額の加算を行う。

※ @7.5百万円×3～5自治体×3～5テーマ×1/3または1/4（国補助率）＝37.5百万円（計15自治体を想定）

※ 包括的な支援体制整備に一定期間取り組んだ市町村（事業開始5年を経過した市町村）を対象とする。

※ 公募テーマの例：防災分野との連携、身寄り・消費者保護分野など権利擁護支援との連携、市町村間または市町村と都道府県間の広域連携による支援モデルなど

(3) 多機関協働事業等の交付基準額の見直し

- 令和9年度より、重層的支援体制整備事業の質の向上を図るため、事業の実施目標の設定、達成状況の評価、計画の見直しを行うこととするが、事業の実施状況の把握・分析や管内の支援機関等との調整、事業内容の見直しなどの業務が多く発生するため、これらに要する費用について多機関協働事業等の交付基準額（※）の引き上げを行う。

※令和8年度以降に事業開始する市町村への交付基準額を対象とする。

※事業開始後2年目以降の交付基準額について引き上げを行う。

＜引き上げ額の例＞（人口1万人未満の自治体）＋3,000千円
 （1万人以上～3万人未満）＋3,500千円
 ……
 （10万人以上～20万人未満）＋5,000千円
 ……